

## 施工管理技術検定の実務経験要件の不備に関する調査結果

2022年12月20日

関西電力株式会社

当社は、グループ会社の株式会社KANSOテクノスにおいて、施工管理技術検定\*の受検資格である所定の実務経験を充足していない状況にあった者が、検定を受検・資格取得していることが判明したことを踏まえ、第三者委員会において、詳細な調査を実施することとしました。※建設業法第27条

[\[2021年7月30日 お知らせ済み\]](#)

当社は、昨日、第三者委員会から施工管理技術検定の実務経験要件の不備等に関する調査報告書を受領し、本日、再発防止対策を取りまとめました。

お客さまや社会の皆さまにご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、改めて心からお詫び申し上げます。

今後、国土交通省等の所管官庁のご指導のもと、適切に対応してまいります。

調査の結果、判明した事実としては、調査したグループ会社15社において、

- ・在籍者の調査対象者3,372名の内、資格不備者は11社で180名
- ・退職者の調査協力を得られた704名の内、資格不備者は6社で17名
- ・資格不備者が配置されていた関西電力または関西電力送配電が発注者の工事は4社で56件

確認されました。

資格不備者が配置されていた工事の施工品質に問題はなかったとの報告を受けています。

不適切な資格取得が発生した原因として

- ・施工管理技士の資格要件に関する誤った認識
- ・資格取得に必要な実務経験のチェックに甘さがあるなど運用面での不備
- ・資格取得の不適切な態勢によるプレッシャーがあったこと

があり、それらがあいまって発生したものと指摘されています。

当社グループは、こうした指摘を真摯に受け止め、本報告書における提言を踏まえ、二度とこのような事態が起こらないよう再発防止対策を徹底してまいります。また、コンプライアンスを最優先にする企業風土の醸成を目指し、引き続き、全力を尽くしてまいります。

以 上

別紙1：第三者委員会の調査結果の概要

別紙2：再発防止対策

添付資料1：調査報告書（要約版）

添付資料2：調査報告書

## 第三者委員会の調査結果の概要

### 1. 調査対象事項

- ① 技術検定試験の受検資格である実務経験要件の不備
- ② 実務経験要件に不備があった者が不備と認定された資格に基づいて現場の主任技術者または監理技術者として配置された物件の有無及び範囲
- ③ 実務経験要件に不備があった者が不備と認定された資格に基づいて現場の主任技術者または監理技術者として配置された物件における施工品質

#### (調査対象会社)

関西電力および関西電力送配電に、連結子会社13社※を加えた15社  
 ※建設業法第5条に定める一般建設業の許可を有し、かつ役員及び退職者の中に施工管理技士資格保有者が存在する13社

KANSOテクノス、関電プラント、かんでんエンジニアリング、  
 関電ファシリティーズ、オペテージ、かんでんEハウス、関電サービス、  
 関電エネルギーソリューション、かんでんエルファーム、関電コミュニティ、  
 関電パワーテック、関電不動産開発、日本ネットワークサポート 計15社

#### (資格不備者が確認された会社)

関西電力、関西電力送配電、KANSOテクノス、関電プラント、かんでんエンジニアリング、  
 関電ファシリティーズ、関電サービス、関電エネルギーソリューション、関電パワーテック、  
 関電不動産開発、日本ネットワークサポート 計11社

### 2. 調査期間

2021年7月30日から2022年12月18日まで。  
 なお、上記期間中に合計81回の委員会を開催した。

### 3. 本調査により判明したこと

- ① 関西電力グループの在籍者について、調査対象者3,372名に対し資格不備者は180名であった。退職者について、調査協力を得られた704名に対し、資格不備者は17名であった。
- ② 資格不備者が主任技術者または監理技術者として配置されていた事例は、内販物件（関西電力または関西電力送配電が発注者であり、かつ電気事業法または原子炉等規制法に基づくもの）では56件であった。
- ③ 内販物件では、建設業法上の主任技術者及び監理技術者制度以外にも、原子炉等規制法及び電気事業法等の関係諸法令及び当社グループ内の自主的な制度により、施工品質を確保するための体制が整備されている。また、調査において、当社グループがこれらの関係諸法令や品質確保体制に違反している事実は確認されなかった。  
 そのため、資格に不備がある者が主任技術者または監理技術者として配置されたことを踏まえても、適正・適切な工事施工を確保するために、建設業法が主任技術者または監理技術者に期待する機能に代替する措置が講じられていたと認められることから、内販物件の施工品質に問題はない。  
 なお、外販物件（内販物件以外のもの）については、第三者調査機関により施工品質の調査を行い、その調査結果を待って第三者委員会が判断する予定。

#### 4. 原因の分析

##### (1) グループに共通する原因の分析

###### ①不適切受検の動機・プレッシャー

- a. 資格取得を重視する風潮
- b. 不適切な資格取得の同調圧力・懲遷
- c. 資格取得に対する経済的なインセンティブ（昇格・昇給、祝金）との関係
- d. 行き過ぎた自己啓発または誤った承認欲求の発露

###### ②不適切受検を可能にした機会の存在

- a. 実務経験の証明に関する内部統制システムの不備
- b. 内部監査部門・監査役等による監査の未実施
- c. 実務経験要件に対する理解度の低さ

###### ③不適切受検を正当化した事情

- a. 上司や先輩による不適切な指南
- b. 周囲も不適切な資格取得をしているという認識
- c. 実務経験要件に対する規範意識の鈍麻

##### (2) 各社に特有の原因の分析

###### ①関西電力・関西電力送配電

- a. 社内検定の受検要件として土木施工管理技士資格の取得が挙げられていたこと
- b. 実務経験を積み上げにくい部署の存在

###### ②KANSOテクノス

- a. 経営事項審査の評点向上への意識
- b. 実務経験を積み上げにくい部署の存在と関西電力の仕様書との関係

###### ③関電プラント

- a. 関西電力以外から受注する必要性
- b. 新設された電気通信施工管理技士の資格取得

###### ④かんでんエンジニアリング

- a. 経営事項審査の評点向上への意識
- b. 実務経験を積み上げにくい部署の存在

###### ⑤関電ファシリティーズ

- a. 実務経験を積み上げにくい部署の存在

#### 5. 再発防止策の提言

##### (1) 資格取得に対する適切な牽制

- ・適切な技術者養成及び人材育成プランの策定
- ・適切な資格取得の推奨
- ・資格取得に関する人事制度の見直し

##### (2) 技術検定試験の受検資格の有無を確認する社内体制の構築

- ・工事経験に係る情報の管理体制の構築
- ・技術検定試験に係る実務経験の有無及び適正性をチェックする体制の整備

##### (3) 技術検定試験に関する監査の実施

##### (4) 教育・啓発の実施とコンプライアンス意識の向上

- ・実務経験要件に関する教育・啓発の実施
- ・コンプライアンス意識の向上

## 再発防止対策

### 1. 適切な資格取得の奨励と社内チェック体制の再構築

#### (1) 適切な資格取得の奨励

- ・資格取得を推奨・奨励する機会において、受検の手引きに記載された実務要件に沿って丁寧に説明することを義務づける。
- ・受検申請にあたって実務経験要件に関する質問等を受け付ける窓口を設置・明示する。
- ・各社において将来必要となる施工管理技士の資格の種類・人数と現状との乖離状況を管理する仕組みを構築し、定期的の実務経験の蓄積の実態を把握したうえで、適切な資格取得の奨励を行う。

#### (2) 社内チェック体制の再構築

##### ① 工事経験に係る情報の管理体制の構築

- ・施工管理技術検定の受検に必要な実務経験に関する情報を適切に記録・保管する仕組みを速やかに構築または充実する（システム構築・整備、またはそれに準ずる運用ルールの明確化等）。

##### ② 申請内容をチェックする体制の整備

- ・技術検定試験の受検者の所属部門においては、実務経験証明書の作成にあたり、受検の手引の内容を正確に反映したチェックリストを整備し、かつ、役職者を含む複数の者によるチェック体制の整備を行う。
- ・受検者の所属部門以外の管理部門においては、受検者の申請書類を確実に保管したうえで、2種類目以上の受検者については所属部門と連携して重複禁止要件の確認を行う。

### 2. 資格取得に関する人事制度の周知と教育啓発活動の実施

- ・施工管理技士資格の取得・保持のみを以て、昇格・昇給が判断されることはないことを、改めて周知する。
- ・本事例を踏まえたコンプライアンス研修をグループ全体で実施する。

### 3. 技術検定試験に関する監査の実施

- ・一定期間、技術検定試験に係る実務経験要件に関するチェック体制の整備状況及び運用状況について、グループ各社の内部監査部門による内部監査の対象とする。また、関西電力及び関西電力送配電の経営監査部門による、グループ会社に対する内部監査の対象とする。

2022年12月19日

関西電力株式会社 御中

# 調 査 報 告 書

## 【要 約 版】

関西電力株式会社第三者委員会

委員長 渡 辺 徹

委 員 秋 山 洋

委 員 谷 明 典

## 目 次

第1	本調査の概要	4
1	第三者委員会設置の経緯	4
2	当委員会への委嘱事項	4
3	当委員会の構成と開催状況	4
(1)	当委員会の構成	4
(2)	当委員会の開催状況	5
4	当委員会の独立性及び日弁連ガイドラインへの準拠等	5
5	本調査の概要	5
(1)	調査対象	5
(2)	調査期間	5
第2	本調査における調査対象	5
1	調査対象	5
2	調査対象者	6
第3	本調査により判明した事実	6
1	施工管理技士資格及び第一種電気工事士免状の保有者数等	6
(1)	施工管理技士資格の保有者数及び資格数	6
(2)	第一種電気工事士免状の取得者数	7
2	技術検定試験及び第一種電気工事士免状に係る実務経験要件の不備の実態	7
(1)	技術検定試験に係る実務経験要件の不備の実態	7
(2)	第一種電気工事士免状に係る実務経験要件の不備の有無	8
第4	関西電力グループに共通する原因の分析	8
1	不適切受検の動機・プレッシャー	8
(1)	資格取得を重視する風潮	8
(2)	不適切な資格取得の同調圧力・懲罰	8
(3)	資格取得に対する経済的なインセンティブとの関係	9
(4)	行き過ぎた自己啓発又は誤った承認欲求の発露	9
2	不適切受検を可能にした機会の存在	9
(1)	関西電力における2015年内部通報とそれへの対応	9
(2)	実務経験の証明に関する内部統制システムの不備	10
(3)	内部監査部門による監査の未実施	10
(4)	監査役等による監査の未実施	11
(5)	実務経験要件に対する理解度の低さ	11
3	不適切受検を正当化した事情	11
(1)	上司や先輩による不適切な指南	11

(2) 周囲も不適切な資格取得をしているという認識.....	12
(3) 実務経験要件に対する規範意識の鈍麻.....	12
第5 関西電力グループ各社に特有の原因の分析.....	12
第6 再発防止策.....	13
1 はじめに.....	13
2 資格取得に対する適切な牽制.....	13
(1) 適切な技術者養成及び人材育成プランの策定.....	13
(2) 適切な資格取得の推奨.....	13
(3) 資格取得に関する人事制度の見直し.....	14
3 技術検定試験の受検資格の有無を確認する社内体制の構築.....	14
(1) 工事経験に係る情報の管理体制の構築.....	14
(2) 技術検定試験に係る実務経験の有無及び適正性をチェックする体制の整備.....	14
4 技術検定試験に関する監査の実施.....	15
5 教育・啓発の実施とコンプライアンス意識の向上.....	16
(1) 実務経験要件に関する教育・啓発の実施.....	16
(2) コンプライアンス意識の向上.....	16
第7 施工品質調査.....	16
1 施工品質の調査対象.....	16
2 内販物件の施工品質の調査結果.....	17
(1) はじめに.....	17
(2) 施工品質の問題の有無.....	18
3 外販物件の施工品質の調査予定.....	18
(1) 調査物件の選定.....	18
(2) 施工品質の調査方法.....	19
(3) 今後の調査の予定.....	19

## 第1 本調査の概要

### 1 第三者委員会設置の経緯

2021年6月18日、関西電力株式会社（以下「**関西電力**」という。）の内部通報窓口（社外窓口）に投書が届き、関西電力のグループ会社である株式会社 KANSO テクノス（以下「**KANSO テクノス**」という。）において、建設業法第27条に定める技術検定試験（以下「**技術検定試験**」という。）の受検資格である所定の実務経験を充足していない者が試験を受検して、不正に施工管理技士の資格を取得していた問題（以下「**実務経験不備問題**」という。）が存在するとの指摘がなされた。

関西電力は、2021年7月30日開催の取締役会において第三者委員会（以下「**当委員会**」という。）の設置を決定した。

### 2 当委員会への委嘱事項

当委員会が関西電力から委嘱を受けた事項は、以下のとおりである。

記

- ① 関西電力及び同社の連結子会社<sup>1</sup>における技術検定試験の受検資格である実務経験要件の不備に係る事実関係の調査
- ② 上記①で確認された事実関係の原因分析及び再発防止に向けた提言
- ③ 実務経験要件に不備があった者が不備と認定された資格に基づいて現場の主任技術者又は監理技術者として配置された物件における施工品質の調査
- ④ その他当委員会が調査を必要と認めた一切の事項

### 3 当委員会の構成と開催状況

#### (1) 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長	渡辺 徹	北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士
委員	秋山 洋	弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士
委員	谷 明典	北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士

また、当委員会は、委嘱事項に関する調査（以下「**本調査**」という。）の実施にあ

---

<sup>1</sup> 当委員会は、関西電力の連結子会社のうち、建設業法第5条に定める一般建設業の許可を有し、かつ、役職員及び退職者の中に施工管理技士資格保有者が存在する13社（株式会社 KANSO テクノス、関電プラント株式会社、株式会社かんでんエンジニアリング、関電ファシリティーズ株式会社、株式会社オペテージ、かんでんEハウス株式会社、関電サービス株式会社、株式会社関電エネルギーソリューション、株式会社かんでんエルファーム、関電コミュニティ株式会社、株式会社関電パワーテック、関電不動産開発株式会社及び株式会社日本ネットワークサポート）に、関西電力送配電株式会社を加えた合計14社を調査対象会社を選定した。



たり、弁護士 32 名を調査補助者（以下「調査補助者」という。）として任命し、当委員会の調査の補助に当たさせた。

なお、当委員会の委員 3 名及び調査補助者はいずれも、これまで関西電力及び同社の連結子会社（以下「関西電力グループ」という。なお、本報告書では、本調査の対象となった合計 15 社を指して「関西電力グループ」と称する場合もある。）と利害関係を有していない。

## (2) 当委員会の開催状況

当委員会は合計 81 回開催された。

## 4 当委員会の独立性及び日弁連ガイドラインへの準拠等

当委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して設立された。

## 5 本調査の概要

### (1) 調査対象

本調査の目的を踏まえ、当委員会は、下記の事項を本調査における調査対象とした。

記

- ① 技術検定試験の受検資格である実務経験要件の不備
- ② 実務経験要件に不備があった者が不備と認定された資格に基づいて現場の主任技術者又は監理技術者として配置された物件の有無及び範囲
- ③ 実務経験要件に不備があった者が不備と認定された資格に基づいて現場の主任技術者又は監理技術者として配置された物件における施工品質

### (2) 調査期間

本調査報告書に係る調査期間は、当委員会が設置された 2021 年 7 月 30 日から 2022 年 12 月 18 日までである。

## 第 2 本調査における調査対象

### 1 調査対象

本調査においては、技術検定試験（建設業法第 27 条、第 27 条の 2）の受検資格である実務経験要件の不備を調査した。

なお、電気工事施工管理技術検定試験については、第一種電気工事士免状の交付を受けている場合には受検資格として実務経験及び指導監督的実務経験が必要とされていない。そこで、当委員会は、第一種電気工事士の免状を取得していることを前提に、

電気工事施工管理技術検定試験の受検資格としての実務経験及び指導監督の実務経験を必要とされないまま技術検定試験を受検し、資格を取得した者について、その第一種電気工事士免状の取得過程において実務経験要件の不備がなかったかという点についても、調査の対象とすることとした。

## 2 調査対象者

施工管理技士資格の取得者及び第一種電気工事士免状の取得者については、関西電力グループ各社に在籍中の役職員のほか、その退職者についても調査の対象とした。調査の対象となる関西電力グループ各社に在籍中の役職員か退職者かの基準日及び施工管理技士資格の取得者か否かの基準日は、いずれも2022年5月31日に設定した。

もっとも、調査対象者に含まれる者であっても、調査に着手したものの、例えば、死亡、長期療養、傷病等により連絡することが不能又は著しく困難である場合や、退職者において調査協力を拒否された場合等、判定のための調査が不可能な場合には、判定対象から除外した。

また、本調査は、関西電力グループ各社における実務経験証明の不備を調査するものであることから、関西電力グループ外の前職において実務経験の証明を得て施工管理技士資格を取得した者については、判定の対象から除外することとした。

## 第3 本調査により判明した事実

### 1 施工管理技士資格及び第一種電気工事士免状の保有者数等

#### (1) 施工管理技士資格の保有者数及び資格数

関西電力グループ各社における、2022年5月31日時点の各施工管理技士資格の保有者数及び資格数は、以下のとおりであった。

#### ア 在籍者

	関西電力	関西電力送配電	KANSOテクノス	関電プラント	かんでんエンジニアリング	関電ファシリティーズ	オペレー	かんでんEハウス
保有者数	490人	937人	257人	462人	854人	147人	39人	22人
資格数	723	1585	514	678	1499	244	58	33
	関電サービス	関電エネルギーソリューション	かんでんエルファーム	関電コミュニティ	関電パワーテック	関電不動産開発	日本ネットワークサポート	
保有者数	13人	78人	3人	5人	30人	17人	18人	
資格数	20	130	3	5	57	21	28	

#### イ 退職者

	関西電力	関西電力	KANSO	関電プラ	かんでん	関電ファ	オペレー	かんでん

		送配電	テクノス	ント	エンジニアリング	シリティーズ	ジ	Eハウス
保有者数	202人	79人	58人	83人	174人	6人	15人	3人
資格数	346	135	88	119	343	6	39	5
	関電サービ	関電エネルギーソリューション	かんてんエルファーム	関電コミュニティ	関電パワーテック	関電不動産開発	日本ネットワークサポート	
保有者数	18人	38人	0人	0人	9人	8人	11人	
資格数	30	55	0	0	16	8	18	

## (2) 第一種電気工事士免状の取得者数

関西電力グループ各社における、2022年5月31日時点で在籍する電気工事施工管理技士資格保有者のうち、第一種電気工事士免状の取得が確認できた者の数は、以下のとおりであった。

関西電力	関西電力送配電	KANSO テクノス	関電プラント	かんてんエンジニアリング	関電ファシリティーズ	オペレー	かんてん Eハウス
23人	82人	1人	84人	275人	50人	2人	3人
関電サービ	関電エネルギーソリューション	かんてんエルファーム	関電コミュニティ	関電パワーテック	関電不動産開発	日本ネットワークサポート	
5人	12人	0人	0人	2人	0人	1人	

## 2 技術検定試験及び第一種電気工事士免状に係る実務経験要件の不備の実態

### (1) 技術検定試験に係る実務経験要件の不備の実態

関西電力グループ各社における、2022年5月31日時点の技術検定試験に係る実務経験要件の不備者数及び不備資格数は、以下のとおりであった。

#### ア 在籍者

	関西電力	関西電力送配電	KANSO テクノス	関電プラント	かんてんエンジニアリング	関電ファシリティーズ	オペレー	かんてん Eハウス
不備者数	32人	45人	25人	8人	58人	3人	0人	0人
不備資格数	40	66	31	9	70	4	0	0
	関電サービ	関電エネルギーソリューション	かんてんエルファーム	関電コミュニティ	関電パワーテック	関電不動産開発	日本ネットワークサポート	
不備者数	1人	1人	0人	0人	4人	2人	1人	
不備資格数	1	1	0	0	6	4	1	

#### イ 退職者

	関西電力	関西電力 送配電	KANSO テクノス	関電プラ ント	かんでん エンジニア リング	関電ファ シリティ ーズ	オペテー ジ	かんでん Eハウス
不備者数	3人	2人	0人	1人	8人	0人	0人	0人
不備資格数	3	2	0	1	9	0	0	0
	関電サー ビス	関電エネ ルギーソ リューシ ョン	かんでん エルファ ーム	関電コミ ュニティ	関電パワ ーテック	関電不動 産開発	日本ネッ トワーク サポート	
不備者数	2人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	
不備資格数	2	1	0	0	0	0	0	

## (2) 第一種電気工事士免状に係る実務経験要件の不備の有無

関西電力グループ各社における、2022年5月31日時点で在籍する電気工事施工管理技士資格保有者で第一種電気工事士免状の取得が確認できた者について、第一種電気工事士免状に係る実務経験要件の不備は、認められなかった。

そのため、本調査においては、第一種電気工事士免状の取得過程に係る実務経験要件に不備があった者が、実務経験及び指導監督の実務経験が必要とされないまま電気工事施工管理技術検定試験を受検し、同資格を取得した事実は確認されなかった。

## 第4 関西電力グループに共通する原因の分析

### 1 不適切受検の動機・プレッシャー

#### (1) 資格取得を重視する風潮

本調査の結果、関西電力グループ各社において、実務経験不備問題に関する会社の組織的関与を窺わせる事実までは検出されなかったが、資格を取得することは当然であるという雰囲気醸成されており、事業所における資格取得の年間目標の設定や自己申告書等への資格取得予定の記載等と相俟って、資格取得を推奨・重視する風潮が相当に強まっていたと言える。資格取得を推奨・重視すること自体を否定的に評価するものではないものの、かかる風潮が相当に強く存在することが、不適切な受検の動機・プレッシャーを具体的に生じさせる土壌となっていたことが認められる。

#### (2) 不適切な資格取得の同調圧力・懲遷

関西電力グループにおいては、①上席者から、個別の従業員の実務経験を顧慮することなく、一律に資格取得をするよう同調圧力がかけられたり、②実務経験要件において必要とされる年数は勤続年数のことであるという誤った理解のもと、資格取得の懲遷がなされることがあったり、③実務経験要件に不備があることが明らかであるにもかかわらず、資格取得の懲遷がなされることがあった。従業員がそのような不適切な同調圧力や懲遷を受けた場合、抗しきことは難しく、かかる従業員の多くに

は不適切な受検をする動機ないしプレッシャーが形成されたと考えられる。

### (3) 資格取得に対する経済的なインセンティブとの関係

関西電力グループにおいては、基本的に、施工管理技士の資格取得を昇格・昇給の条件とする人事制度を採用していないが、資格取得を重視する風潮が相当強く存在したこともあって、従業員の中には、施工管理技士の資格を取得しなければ、昇格・昇給に悪影響を与えてしまうのではないかと考え、実務経験要件に不備があっても受検したいと考えるに至る者も出てきてしまったことが認められ、不適切な受検の動機の一つとなっていた。

また、施工管理技士の資格を取得した場合に祝金が支払われる場合があり、祝金ももらえることも、不適切な受検の動機となったと述べる者もいた。

### (4) 行き過ぎた自己啓発又は誤った承認欲求の発露

不適切な資格取得者の中に、自ら実務経験要件が不備であることを認識しながら、自己啓発のために受検したという者等が一定数いた。

また、不適切な資格取得者の中には、社内において一人前の技術者として早く認められたかった等の承認欲求を動機とする者がいた。

## 2 不適切受検を可能にした機会の存在

### (1) 関西電力における 2015 年内部通報とそれへの対応

本調査の端緒となる 2021 年 6 月 18 日の関西電力の内部通報窓口（社外窓口）への通報よりも以前に、2015 年 6 月 26 日、関西電力の従業員から同社のコンプライアンス相談窓口に対し、架空送電部門全体で土木施工管理技士の技術検定試験に係る実務経験を偽っている旨の内部通報がメールによりなされた（以下「**2015 年内部通報**」という。）。

2015 年内部通報を受けた調査の結果、実務経験の内容は厳格には捉えられておらず、これを証明する会社としても確認が不十分であること等が明らかとなった。

そこで、関西電力においては、実務経験を証明するにあたっては、役職者（所属長他）が実務経験証明のチェックポイントを記載した確認票によってヒアリングを行うこと等が決定され、2015 年 12 月 21 日に、「各種社外資格の実務経験証明に関する部門スタンスについて」と題する書面により、技術検定試験に係る実務経験の要件に関する統一的な考え方が、電力流通事業本部の工務・系統運用部門内の関係部署に周知された。

上記の対応において、経営監査室管掌役員は遅くとも 2015 年 10 月 22 日に開催されたコンプライアンス委員会にて 2015 年内部通報にかかる問題を認識するに至り、更に、2015 年内部通報を受け付けたコンプライアンス相談窓口が設置されている関

西電力の総務室は、監査役との月に一度の情報共有の場において、常任監査役3名に対して通報内容を説明したものの、内部監査部門である経営監査室に対して情報共有がなされることはなかった。

## (2) 実務経験の証明に関する内部統制システムの不備

関西電力における実務経験の証明に関する内部統制システムは、2015年内部通報がなされるまで、在籍期間をもって実務経験期間であるとする誤った考え方に基づく申請がなされている場合があったが、実務経験証明書が作成される過程において、誤った申請をチェックできる体制が構築されていなかった。

関西電力は、かかる不備を是正するため、2015年内部通報後、実務経験の証明に関する体制を再構築したものの、2016年度以降も、不備者が全く発生しない状態にすることはできておらず、このことは、2020年に関西電力から吸収分割により一般送配電事業を承継した関西電力送配電株式会社（以下「**関西電力送配電**」という。）においても同様であった。

また、2015年内部通報の内容は、関西電力グループ各社に共有されることはなかったため、関西電力グループ各社において実務経験の証明に関する体制を見直す契機は与えられず、2016年度以降も不備者は発生し続けた。

更に、関西電力グループ各社においては、一部例外はあるものの、概ね、①実務経験証明書の承認フローは整備されているが、個々人の工事経験にかかる情報について、会社として体系化した管理まではなされておらず、②技術検定試験に係る実務経験の有無及び適正性をチェックする体制までは整備されておらず、③コンプライアンス意識向上活動の一環として、技術検定試験に係る実務経験要件について、教育や啓発活動が行われたことはなかった。

よって、かかる実務経験の証明に関する内部統制システムの不備が、不適切な受検を可能とする機会を与えていたと評価できる。

## (3) 内部監査部門による監査の未実施

関西電力においては、2015年内部通報により、施工管理技士の実務経験不備の問題が顕在化することとなったが、内部監査部門が施工管理技士の実務経験不備の問題を認識するに至らなかった。そのため、関西電力のみならず、関西電力グループ各社における内部監査部門は、2016年以降も実務経験不備の問題を監査対象としていない。

他方、関西電力グループにおいて問題が顕在化していなかったとしても、他社において実務経験不備問題が報道されたり、プレスリリースされた場合、そのような情報を適時・適切に取得して、自社の内部監査対象に加えるか否かを検討すべきである。例えば、同種の問題は、古くは、2006年に松下電器産業株式会社において発生した

ことが報道されていたから、2006年にこれを監査対象とすることも十分に考えられたが、監査対象とはならなかった。その後、2019年に大和ハウス工業株式会社が、2020年に水道機工株式会社、株式会社西武ホールディングス、パナソニック環境エンジニアリング株式会社及びパナソニック株式会社が同種の問題の発生をそれぞれプレスリリースして世間の耳目を集めた。したがって、遅くとも2020年には内部監査の監査対象とすべきであったが、関西電力グループにおいて、これを監査対象としたことはなかった。

#### **(4) 監査役等による監査の未実施**

関西電力においては、2015年には、コンプライアンス相談窓口が設置されている総務室から常任監査役3名に対して、2015年内部通報に関する経過報告がなされていたのであり、2015年当時の監査役が実務経験不備問題を認識していたことからすれば、2016年以降、監査役等の監査の監査対象とすべきであったが、それ以降も実務経験不備問題を監査対象としなかった。

他方、関西電力以外の関西電力グループ各社においても、他社において実務経験不備問題が報道されたり、プレスリリースされた場合、そのような情報を適時・適切に取得して、自社の監査対象に加えるか否かを検討すべきであり、上記「(3)」と同様、遅くとも2020年には監査役等の監査の監査対象とすべきであったが、KANSOテクノスの監査役を除き、関西電力グループにおいて、2020年までにこれを監査対象としたことはなかった。

#### **(5) 実務経験要件に対する理解度の低さ**

従業員の個人的な不注意によって、実務経験として認められない経験を認められると誤解して受検した者が相当数いた。すなわち、自らは不正受検をしていない（実務要件に問題がない）と考えていた者が少なからずいたが、これらの者に共通していることは、指定試験機関が発行している受検の手引を精読していないことであり、中には全く読んでいない者もいた。その結果、実務経験要件について誤解をしたまま受検した者がいた。

このような実務経験要件に対する理解度の低さも、不適切受検の原因の一つであったと言える。

### **3 不適切受検を正当化した事情**

#### **(1) 上司や先輩による不適切な指南**

上司や先輩から、実務経験が不備であるにもかかわらず、実務経験証明書を偽って作成することの指南を受け、そのことが不適切受検を正当化した事情となった者がいた。

上司や先輩から、不適切な指南を受けたことにより、実務経験を偽ることへの規範の障害が低くなり、自らが進んで不適切な行為を行っているものではないという意識が形成されて、不適切受検を正当化する事情となったことが認められる。

## **(2) 周囲も不適切な資格取得をしているという認識**

上司や先輩から直接、不適切な指南を受けたわけではないものの、自らの職場の先輩・同僚が不適切な受検をしていることを見聞きし、周囲も不適切な資格取得をしているという認識が、不適切受検を正当化した事情となっていた者がいた。

周囲も不適切な資格を取得していることを実際に見聞きすることで、自分も同じようなことをしても許されるという誤った認識が形成され、自らの不適切受検を正当化する事情となったことが認められる。

## **(3) 実務経験要件に対する規範意識の鈍麻**

実務経験要件の不備者の中には、実務経験要件を軽視し、実務経験要件が不備であることに規範の障害を感じない者、実務経験要件に対する規範意識が鈍麻している者が見受けられた。

## **第5 関西電力グループ各社に特有の原因の分析**

本調査の結果、関西電力グループ各社を個別に見た場合でも、実務経験不備問題に関する会社の組織的関与を窺わせる事実までは検出されなかったが、関西電力及び関西電力送配電においては、社内検定の受検要件として土木施工管理技士資格の取得が挙げられていたことが、実務経験が不備であっても施工管理技士の資格を取得するという動機・プレッシャーとなっていた。

また、関西電力、関西電力送配電、KANSO テクノス、株式会社かんでんエンジニアリング及び関電ファシリティーズ株式会社においては、実務経験となる工事を積み上げにくい部署に配属されることにより、不適切受検の動機・プレッシャーを受けたり、あるいは正当化するなどして不適切受検につながるがあった。

更に、KANSO テクノス及び株式会社かんでんエンジニアリングにおいては、自治体から公共工事を受注する際に、経営事項審査を受ける必要があり、経営事項審査における技術職員の評点を上げるためには施工管理技士の資格取得が有効であったことが、個別の従業員の実務経験を顧慮することなく、一律に資格取得をするよう同調圧力がかけられることや、実務経験要件に不備があることが明らかであるにもかかわらず資格取得の義務が行われたことの背景となっていた。

そのほか、関電プラント株式会社においては、関西電力以外から一定規模以上の工事を受注するには監理技術者の配置が必要であったことから、個別の従業員の実務経



験の有無を確認することなく、取得する1級施工管理技士の資格を従業員毎に割り振っていた事業所もあった。また、同社では、2019年に電気通信施工管理技士の資格が新設された際に、必要な実務経験を有しているか否かを顧慮することなく、10名程度を選抜して、電気通信施工管理技士を受検するよう、事実上の業務命令に近いような強い恣意を行ったことが、電気通信施工管理技士の実務経験不備者を発生させる原因となった。

## 第6 再発防止策

### 1 はじめに

当委員会は、本調査の結果を踏まえ、以下のとおり再発防止策を提言する。もっとも、関西電力グループの中には建設業の許可を得ていない会社もあることから、当委員会が提言する個々の再発防止策に関する実施の要否及び実施する場合の具体的な内容は、関西電力グループ各社において、建設業許可の有無や業務実態等も考慮して個別に判断することが望ましい。

### 2 資格取得に対する適切な牽制

#### (1) 適切な技術者養成及び人材育成プランの策定

関西電力グループ各社においては、中長期的な事業計画（建設工事の受発注計画）を踏まえ、かかる事業計画を実現するために今後必要となる資格の種類及び資格者の数等を割り出し、現在の従業員構成や資格者数等と対照することによって、最適な資格の種類及び資格者数を検証した上で、中長期的な視点で計画的に技術者を養成していくことが重要である。但し、事業の遂行に当たり、施工管理技士資格の取得を必要としない会社においては、この限りでない。

更に、同じ会社内においても、受発注する建設工事の予定や従業員の資格取得状況や実務経験を積み重ねることの難易は、事業部門によっても異なることから、事業部門毎に、業務内容や従業員構成に応じて、所属する従業員において考えられる適切な資格取得のモデルプランを設定するなどして、どのように技術者を養成し、人材を育成すべきかについて、適切な人材育成計画の検討を行うことが望ましい。

#### (2) 適切な資格取得の推奨

資格取得の推奨や恣意を行うにあたっては、適切な牽制を働かせるという観点から、単に受検を勧めるという内容に終始してはならず、あくまでも受検に必要な実務経験を満たす必要があることや実務経験要件に関する考え方の概要を併せて明記し、従業員に対する誤ったメッセージとならない工夫が必要であり、その場合の社内アナウンスの文案についても、工事施工部門から独立した管理部門において事前に検

証することも考えられる。

### **(3) 資格取得に関する人事制度の見直し**

関西電力グループ各社においては、人事制度を見直し、資格取得に対して適切なインセンティブを与えつつも、資格保有の有無に偏重しない制度を設計することが求められる。

具体的には、関西電力グループにおいては、施工管理技士の資格取得が昇格や昇給のために必要であると考えた従業員が一定数存在したことにも鑑み、昇格や昇給の要件を改めて社内で周知するとともに、仮に資格取得の有無を人事考課において考慮するのであれば、業務内容に照らして、技術検定試験の受検に必要な実務経験の蓄積が可能な者にのみ適用されるものとし、実務経験の蓄積が困難な者に対しては、実務経験を必要としない代替的な制度により、適切にその経験や実力が評価される仕組みとすることが考えられる。

また、日々の業務における実務経験の蓄積の可否は、工事の受注状況や社内の人員配置等により年々変動するものであるから、定期的にその実態を把握したうえで、仮に人事考課において資格取得の有無を考慮する場合にはその基準を見直すとともに、祝金を含めた資格取得に対する奨励金の支給対象を適宜見直すことも必要である。

## **3 技術検定試験の受検資格の有無を確認する社内体制の構築**

### **(1) 工事経験に係る情報の管理体制の構築**

個々人の工事経験に係る情報が管理されていなければ、受検資格の充足の有無を確認する基礎資料が存在しないのであるから、実務経験の有無及び適正性をチェックする体制を整備したとしても、そこでのチェックは従業員本人への確認等に頼らざるを得ず、客観的な資料に基づく検討には劣るものとなり、内部統制システムとして十分なものは認められない。

そこで、これまで体系化されていなかった過去の工事について、どこまで現実的に体系化することが可能であるかという問題はあっても、少なくとも、今後及び最近の工事については、実務経験証明書に記載される実務経験を証明するに足りる個々人の工事経験に係る情報を必要十分かつ適切に記録することが可能な体制を体系的に構築することや、その構築までの暫定的管理を行うことが必要である。

### **(2) 技術検定試験に係る実務経験の有無及び適正性をチェックする体制の整備**

いわゆる「3つのディフェンスライン<sup>2</sup>」における、第1のディフェンスラインに該

---

<sup>2</sup> 「3つのディフェンスライン」とは、COSO（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway

当する「技術検定試験の受検者の所属部門」及び第2のディフェンスラインに該当する「受検者の所属部門以外の管理部門」が、実務経験証明書の作成過程にそれぞれどのように関与するかについて、手続を明確にするなどして、第1のディフェンスラインによる主体的及び自立的な統制を促すとともに、第2のディフェンスラインによる牽制機能を発揮させるために、受検資格の有無をチェックする体制の構築を検討すべきである。

例えば、第1のディフェンスラインに該当する「技術検定試験の受検者の所属部門」においては、国土交通省も提唱するとおり<sup>3</sup>、実務経験証明書の審査をする際のチェックリストを作成し、チェックリストに沿って実務経験証明書の審査を行い、個々の担当者の実務経験要件に関する知識不足や人為的なミスが発生等を補う方法が考えられる。

また、第2のディフェンスラインに該当する「受検者の所属部門以外の管理部門」におけるチェックにおいて、実務経験要件の不備が確認された場合や、実務経験を裏付ける資料が欠ける場合の方針や対応についても定めておき、各従業員及びチェック担当者に周知しておくことも考えられる。

更に、受検資格の有無を判断する担当者において、従業員の重複禁止要件への抵触の有無を適切にチェックできるように、技術検定試験に係る指定試験機関に提出した実務経験証明書については、その写しを会社においても保管する運用とすることも検討すべきである。

#### 4 技術検定試験に関する監査の実施

今後は、リスクベースド・アプローチの観点からも、本調査により判明した実務経験不備問題を踏まえ、少なくとも一定期間は、関西電力グループにおいては、技術検定試験に係る実務経験要件に関するチェック体制の整備状況及びその運用状況について、監査役等による監査及び内部監査部門による内部監査の対象とするべきといえる。また、関西電力グループ各社は、関西電力の監査委員会及び内部監査部門である経営監査室によるグループ（内部）監査を受けているため、上記チェック体制の整備状況及びその運用状況についても、関西電力によるグループ（内部）監査の対象に含めるとともに、必要に応じて経営監査室とグループ各社の監査役等を連携させることも検討すべきである。

---

Commission：トレッドウェイ委員会支援組織委員会「内部統制の統合的フレームワーク」において示された考え方であり、組織の部門を①現業部門、②管理部門、③内部監査部門に分類し、それぞれに対して、リスク管理における3つの役割としてのディフェンスラインを担わせることによつて内部統制を実行するという考え方を指す。

<sup>3</sup> 技術検定不正受検防止対策検討会資料参照（29頁）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001371573.pdf>

## 5 教育・啓発の実施とコンプライアンス意識の向上

### (1) 実務経験要件に関する教育・啓発の実施

関西電力グループにおいては、資格を取得する可能性がある従業員を対象として、実務経験要件の理解を深めるための教育・啓発の実施が必要であり、具体的には、実務経験要件の考え方に関する社内研修を定期的の実施することが考えられる。

また、実際に技術検定試験の受検を申請する者については、会社内で実務経験の考え方に関する講習会を開催することや、eラーニング等を用いて理解の浸透を図ること、実務経験要件に関する個別の質問等を受け付ける窓口を設置することも考えられる。

更に、従業員が実務経験証明書を作成するにあたって、工事の実務経験を適切に記載するとともに、申請者本人による実務経験要件の自己診断ができるよう、受検の手引のルールを踏まえたチェックリストを作成し、活用をすることも検討に値する。

### (2) コンプライアンス意識の向上

関西電力グループにおいては、従業員のコンプライアンス意識を向上させるために、定期的に研修・教育を行うべきであり、かかる研修・教育においては、業務にかかわる最低限の法律知識、コンプライアンスの観点から求められる対応及び心構え、並びにコンプライアンス違反が従業員自身や会社にとどのような影響を与えるかについても触れるべきである。

## 第7 施工品質調査

### 1 施工品質の調査対象

実務経験要件に不備があり、受検資格なしとされた者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件がある場合には、当委員会は、これらの物件における施工品質の調査を実施することとした。

もともと、これらに該当する物件のうち、下記の①から③のいずれかに該当する物件については、施工品質を確認する資格を有する者による施工監督を実施したと実質的に評価できると判断し、本調査における施工品質調査の対象からは除外することとした（以下、本調査の結果、実務経験要件に不備があり、受検資格なしとされた者が主任技術者又は監理技術者として配置された物件から、下記の①から③のいずれかに該当する物件を除外した物件を総称して「**資格不備者配置物件**」という。）。

また、資格不備者配置物件は、工事の発注者が関西電力グループ内（具体的には、関西電力又は関西電力送配電）であり、かつ、電気事業法又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「**原子炉等規制法**」という。）に基づく安

全規制に服している物件（以下、資格不備者配置物件のうち、それらに該当する物件を「**内販物件**」という。）と、内販物件以外である物件（以下、資格不備者配置物件のうち内販物件以外の物件を、便宜的に「**外販物件**」という。）に区分される。

#### 記

- ① 本調査の結果、実務経験要件に不備があり、受検資格なしとされた者のうち、主任技術者又は監理技術者の要件を満たした以降に主任技術者又は監理技術者として配置されたことが確認できた物件（主任技術者の資格を有する者が監理技術者として配置された物件は除く。）
- ② 1級施工管理技士の実務経験要件に不備があり、受検資格なしであったものの、2級施工管理技士の実務経験要件に不備ありとは認められない者が、主任技術者として配置されたことが確認できた物件
- ③ 本調査の結果、技術検定試験の実務経験要件に不備があり、受検資格なしとされた者のうち、他の国家資格等により主任技術者又は監理技術者の資格を有する者が、主任技術者又は監理技術者として配置されたことが確認できた物件（主任技術者の資格を有する者が監理技術者として配置された物件は除く。）

## 2 内販物件の施工品質の調査結果

### (1) はじめに

本調査において判明した内販物件は、合計56件である。

建設業法が、一定の資格や経験を持つ主任技術者又は監理技術者の配置を求めているのは、建設工事の施工にあたり、主任技術者又は監理技術者をして、施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工所用資材などの品質管理を行い、工事施工に伴う災害の発生を防止するための安全管理を行わせ、以て適正・適切な工事施工を確保するためである。

そのため、当委員会は、内販物件における施工品質の問題の有無を判断するにあたって、工事計画及び発注段階、工事施工段階、工事竣工及び検査段階、並びに施設の供用段階の各段階において、発注した工事について施工品質を確保するための体制の内容、及びその運用状況を確認し、法が主任技術者又は監理技術者に期待する上記の機能に代替する措置が講じられていたかどうかという観点から検討することとした。

なお、関西電力又は関西電力送配電が発注する工事が発電用原子炉に係るものである場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、原子炉の設置・運転等、核燃料物質に係る製錬、加工、貯蔵、再処理又は廃棄の事業及び核燃料物質の使用などの原子力利用における安全の確保を図るため、原子炉等規制法に基づき、厳格な原子力の安全規制に服している。

また、関西電力又は関西電力送配電が発注する工事が電気工作物に係るものであ

る場合には、電気事業法に基づく安全規制がなされている。

当委員会は、内販物件における施工品質の問題の有無を検証するにあたっては、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく安全規制の内容、並びに関西電力グループによる規制の遵守状況も考慮することとした。

## **(2) 施工品質の問題の有無**

関西電力及び関西電力送配電の工事を発注する各部門においては、工事発注時には、社内で予め制定した標準仕様書を契約図書に含め、受注者に対して、建設業法上配置が求められる主任技術者及び監理技術者とは別に、一定の技能を有することが要件とされる責任者や監督者の配置を求め、施工期間中も、受注者による工事施工が仕様書等の発注内容に適合したものかについて、随時、現場への立会や受注者が作成する報告書等の資料により確認しており、工事完了後には、発注した工事が仕様書、設計書及び設計図面等の図面や、その他発注者として要求した施工品質に適合するものであることについて検査を行うこととされ、特に、発注する工事が発電用原子炉又は電気工作物に係るものである場合には、原子炉等規制法及び電気事業法等の関係諸法令に基づく検査制度等の安全規制が定められていることから、それら法律上の検査等の遵守により、相当高いレベルにおいて、施工品質が担保されているものと認められた。

このように、関西電力及び関西電力送配電が発注した内販物件に係る工事については、建設業法上の主任技術者及び監理技術者制度以外にも、原子炉等規制法及び電気事業法等の関係諸法令及び関西電力グループ内の自主的な制度により、施工品質を確保するための体制が整備されており、また、本調査において、原子力設備に係る工事を中心に個別の工事内容等も確認したところ、関西電力グループがこれらの自主的な品質確保体制や、法令が要求する安全規制に違反している事実、ひいては施工品質上の問題は確認されなかった。

したがって、当委員会としては、内販物件の工事について、施工管理技士資格に不備がある者が主任技術者又は監理技術者として配置されていたことを踏まえても、適正・適切な工事施工を確保するために、建設業法が主任技術者又は監理技術者に期待する機能に代替する措置が講じられていたと認められることから、その施工品質に問題はないものと判断した。

## **3 外販物件の施工品質の調査予定**

### **(1) 調査物件の選定**

現在、関西電力グループでは、資格不備者配置物件である外販物件の有無を確認しており、そのような物件が存在する場合には当該外販物件の施工品質の調査を行う予定である。

もともと、関西電力グループは、外販物件のうち、関西電力グループにおいて、資格不備者配置物件で設置された設備等が既に撤去されていることが適切に確認できる物件や、引渡時に発注者により実施される自主的な検査等により施工品質が確保されていると合理的に判断できる物件については、当委員会の確認及び承認を経た上で、施工品質の調査対象から除外する予定である。

また、その余の資格不備者配置物件である外販物件について、関西電力グループより外販物件の発注者に対し、「事前調査確認書」を送付し、①設備の現存の有無、②施工日以降に発生した不具合の有無、③施工品質に関する調査希望の有無、④③において調査を希望しない場合にはその理由等を照会する予定である。

そして、関西電力グループは、外販物件の発注者から「事前調査確認書」に対する回答があった物件のうち、上記①で設備が現存していないとの回答がなされた物件についても本調査における施工品質の調査対象から除外する予定である。

また、関西電力グループは、上記③において施工品質に関する調査を希望しないという回答があった物件のうち、上記④において、調査を希望しない理由として、発注者において施工完了時に施工品質を確認済みであるため等の合理的説明がなされた物件についても、当委員会の確認及び承認を経た上で、施工品質の調査対象から除外する予定である。

## **(2) 施工品質の調査方法**

関西電力グループは、施工品質の調査対象となる外販物件につき、第三者調査機関に施工品質の調査を依頼することとしている。

なお、関西電力グループによる第三者調査機関に対する調査依頼に先立ち、当委員会は、関係資料の精査及び関係者に対するヒアリング等を行い、第三者調査機関が中立性、独立性及び適切な調査能力を有しているかの検証を行う予定である。

その上で、第三者調査機関が、予め定めた調査手順及び評価項目に従い、外販物件の施工品質を確認することとしている。

## **(3) 今後の調査の予定**

当委員会は、資格不備者配置物件である外販物件については、上記の調査方法により第三者調査機関が行う施工品質の調査結果を待って、施工品質の問題について判断する予定である。

以上